平成２３年（フ）第５２号
長野県飯田市上郷黒田768番地１
債務者　山田　範子
１　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川島　一慶
４　破産債権の届出期間　平成23年11月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月12日午後４時
６　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第１３３号
栃木県足利市里矢場町2404―２　ロベスト・イリーデⅡ102号室、住民票上の住所栃木県足利市葉鹿町２丁目11番地３　ガーデンハウス101
債務者　加藤　啓文
１　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　康太郎
４　破産債権の届出期間　平成23年12月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月13日午後２時
６　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１４１４号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸４丁目12番８―206号
債務者　下川　育代
１　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　芳野　直子
４　破産債権の届出期間　平成23年11月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月15日午前11時10分
６　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９９号
北海道留萌市高砂町２丁目５番９号
債務者　春木　啓孝
１　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飯塚　正浩
４　破産債権の届出期間　平成23年11月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月22日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９１号
栃木県足利市堀込町2543番地４
債務者　今中　定市
１　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　　真
４　破産債権の届出期間　平成23年12月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月20日午前10時
６　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１９２号
栃木県足利市堀込町2543番地４
債務者　今中　芳恵
１　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　　真
４　破産債権の届出期間　平成23年12月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月20日午前10時
６　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１２５号
栃木県足利市丸山町688番地
債務者　田口　勝利
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙山　雄介
４　破産債権の届出期間　平成23年12月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月20日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１２６号
栃木県足利市丸山町688番地
債務者　田口　智子
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙山　雄介
４　破産債権の届出期間　平成23年12月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月20日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第４７７号
静岡県湖西市古見856番地の９
債務者　山本　泰広
１　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　祐尚
４　破産債権の届出期間　平成23年11月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月20日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５８５号
熊本市龍田８丁目16番１―505号
債務者　渋谷　正志
１　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　牧野　安和
４　破産債権の届出期間　平成23年11月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月17日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１９０号
千葉県山武郡大網白里町南横川3098番地34
債務者　中島　清治
１　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野口　泰三
４　破産債権の届出期間　平成23年11月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月23日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１９２号
北海道札幌市豊平区西岡２条２丁目１番20―306号
債務者　白土　　昇
１　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　梨本　　勝
４　破産債権の届出期間　平成23年11月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月６日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第６０５号
広島市安佐南区中須１丁目44番26―５号
債務者　池森　順子
１　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　芥川　　宏
４　破産債権の届出期間　平成23年11月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月24日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６０６号
広島市安佐南区中須１丁目44番26―５号
債務者　池森　祐司
１　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　芥川　　宏
４　破産債権の届出期間　平成23年11月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月24日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
広島地方裁判所民事第４部